

※本研修は、介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成 26 年 7 月 4 日老発 0704 第 2 号厚生労働省老健局長通知の別紙）に基づき実施するものです。

## 令和 4 年度介護支援専門員更新研修【実務未経験者】兼再研修 開催要項

### 1 目的

本研修会は、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的として開催します。

また、介護支援専門員として実務についていない方、または実務から離れている方が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再修得を図ることを目的として開催します。

2 実施主体 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

3 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

### 4 受講対象

〔両研修共通〕

島根県で介護支援専門員の登録を行っている方。

〔更新研修(実務未経験者)〕

介護支援専門員証の有効期間が令和 5 年 4 月から令和 7 年 3 月までに満了する方で、登録後、介護支援専門員として実務に従事した経験のない方

※（参考）この研修は介護支援専門員証の交付後又は前回更新後に実務に従事した経験のない方が、介護支援専門員証を更新するために受講する研修です。当該研修を受講されない場合には介護支援専門員証の有効期間満了後に、介護支援専門員実務に従事することができなくなりますが、介護支援専門員の登録は削除されません。

※申込者が多い場合は、有効期間満了日が近い方を優先させていただく場合がありますので予めご了承ください。

※修了証明書の即日発行はできませんので、有効期間満了日が令和 5 年 4 月初旬の方は修了証明書発行から短期間での更新手続きとなりますのでご注意ください。

〔再研修〕

① 介護支援専門員として、登録後 5 年以上実務に従事したことがない方または実務経験はあるがその後 5 年以上実務に従事していない方で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする方。（令和 5 年 3 月中に有効期限満了を迎える方を含む）

② 実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった方等で、実務経験後 5 年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする方。

### 5 研修日時・会場・定員 詳細は別紙日程表のとおり

会場	e ラーニング(前期) 約 12 時間	集合研修(前期) 約 3 時間	e ラーニング(後期) 約 11 時間	集合研修(後期) 約 23 時間	定員
松江	令和 4 年 12 月中旬 (受講決定通知到着後)～ 令和 5 年 1 月 9 日(月)	令和 5 年 1 月 11 日(水)～	1 月 11 日(水) (研修終了後)～ 2 月 26 日(日)	3 月 1 日(水) 3 月 2 日(木) ・ 3 月 12 日(日) 3 月 13 日(月)	110 名
浜田	令和 4 年 12 月中旬 (受講決定通知到着後)～ 令和 5 年 1 月 15 日(日)	令和 5 年 1 月 17 日(火)～	1 月 17 日(火) (研修終了後)～ 3 月 6 日(月)	3 月 9 日(木) 3 月 10 日(金) ・ 3 月 16 日(木) 3 月 17 日(金)	50 名

#### 【集合研修会場】

松江会場（前期）：くにびきメッセ 1 階 多目的ホール（松江市学園南 1 丁目 2-1）

松江会場（後期）：くにびきメッセ 3 階 国際会議場（ 〃 ）

浜田会場（前期・後期）：いわみーる 401 研修室（浜田市野原町 1826-1）

## 6 申込方法

申込期間：令和4年11月1日（火）～11月28日（月）13：00必着

申込方法：別紙「受講申込書」により島根県福祉人材センターへ申し込んでください。（FAX可）

※添付書類：介護支援専門員証（写）または介護支援専門員登録年月日を確認できる書類（写）  
（受講申込書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（写）を必ず添付してください。）

※申込者数が定員を超過した場合は、申込受付を締切日前に終了させていただく場合があります。

## 7 受講決定・受講料・テキスト・eラーニングのパスワード等

(1) 受講申込者の勤務先宛に**テキスト等**を送付し（未勤務の方は文書郵送先住所）、**受講決定通知書・eラーニングパスワード**を文書郵送先住所に送付します。（令和4年12月中旬頃発送予定）

※**eラーニングID・パスワードは再発行できませんので、文書送付先住所はご自宅など確実にご本人のお手元に届く住所をご記入ください。**

**eラーニングID・パスワード**は各自で管理頂き、eラーニング視聴時に使用してください。

(2) 受講決定通知にあわせて**受講料請求書**を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料はご負担ください）。

本研修では以下の書籍をテキストとして使用します。受講料にあわせてテキスト代をお支払いください。

受講料：8,000円      テキスト代：8,800円

〔使用テキスト〕『七訂第2版 介護支援専門員実務研修テキスト』（一般社団法人長寿社会開発センター）

(3) 受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、振込期限日の午後5時までにご連絡いただいた場合に限り受講料のみ返金いたします。（テキストは購入していただきます。また、返金にかかる振込手数料は申込者負担となります）

島根県では一部の科目を**eラーニング**で行います。12月中旬頃の受講決定通知後、集合研修が始まるまでに視聴してください。

**eラーニングとは**、インターネットを介して自宅や職場のパソコン（推奨）・スマートフォン等を使用してwebサイト上の学習システムにログインし、動画を視聴して学習する方法です。そのため、eラーニングに必要なインターネット環境やパソコン等は、受講者自身で用意の上、申し込みを行っていただくことになります。各自が所有するパソコン・スマートフォン等の操作方法や設定に関する質問についてはお受けできません。必ず購入先等にお問い合わせください。

**集合研修とは**、指定された日時・会場に受講者が集まって受講する方式です。各期のeラーニング後に受講します。

## 8 修了認定

(1) 修了認定については、全科目履修に加えて、各科目における到達目標を達成しているかについての修了評価により行います。修了評価は、自己評価、修了テスト及び受講態度等により判断します。修了認定された者には、本会会長名の「修了証明書」を交付するとともに、研修修了者に関する必要事項を島根県知事に報告します。

(2) 全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・早退・中抜け等は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情による場合はその都度協議により判断し、代替受講を認めることがあります。（証明書等の提出が必要です）

(3) 修了認定は研修終了後に行いますので、修了証明書の即日発行はできません。ただし、修了日は研修終了日（全ての会場が終了した日）となります。

(4) 受講申込書記載事項に虚偽の内容が認められた場合は、研修期間中又は終了後であっても受講又は修了取り消しの措置をとることがあります。

## 9 その他

- (1) 本研修会は令和4年度介護支援専門員実務研修と一部同一科目の為、合同で開催されます。
- (2) 両会場とも初日以外の昼食を、松江会場 520 円（税込）浜田会場 550 円（税込）で斡旋します。研修当日の開始前に業者が弁当券を販売します。
- (3) 会場は室温調節が十分にできないこともありますので、衣服等で調節できるようご準備ください。
- (4) 駐車場には限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- (5) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページに掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上対応してください。
- (6) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (7) インフルエンザ等感染症罹患など、健康状態によっては受講をご辞退いただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- (8) 感染症対策の一環として、マスクの着用の上受講して下さい。
- (9) 身体に障がいがある等の理由により研修受講にあたって配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

## 10 問い合わせ等

《研修体系、登録・更新手続き、受講履歴等に関するもの》

島根県健康福祉部高齢者福祉課 TEL 0852-22-6522

《研修の申込み・日時・会場等開催に関するもの》

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部（福祉人材センター）担当：永島・加藤

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

ホームページ <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。